

月刊

# 東海財界

## Monthly Report



シネマ雄

酒井まゆみ

与えられた中でベストを尽くし  
出合いを繰り返して前進してきた



池田工業

池田 俊雄

「二爪入魂」を社訓に  
こだわり抜いたピックを提供



名古屋グランパス

新加入選手発表会で  
「愛されたいクラブ宣言」

日本の輸出額4分の1を担い  
日本の貿易を支える名古屋税関

便利になった確定申告  
ホームページから作成可能に

名古屋市認可保育所の民間参入は  
待機児童ゼロへの福音となるか

日本航空巻き返しなるか  
スカイマークの経営破綻

リアル告発ノベル『東京ブラックアウト』  
原発再稼働をめぐる権謀術数

名古屋税関  
河上洋右税関長

第9回名古屋中国春節祭

有名スターも来日、年々拡大する日中友好イベント

2015

3月号

(毎月1回25日発行)



# 片岡信恒弁護士の 法律相談所



片岡法律事務所  
弁護士・中小企業診断士  
片岡信恒

Q 私の父が平成二十六年十一月に亡くなりました。相続人は、母と、私、妹、弟です。十九年の公正証書遺言があり、遺産の約六〇%を私に相続させる、と書かれています。ところが、弟から二十五年の自筆遺言があり、これによると弟に遺産の約七〇%を相続させる、と記載されていると……。しかし、この筆跡は父のものと思えません。なにができますか。

A 公正証書遺言は、公証人が遺言者の真意を確認して作成するものですが、公証人は元裁判官、検察官などなので、遺言書が無効になる可能性は低いです。他方、自筆証書遺言は、その有効性を争われ、裁判により無効になる可能性もあります。遺言が複数ある場合は、日付の新しい方が効力を持ちます。もし筆跡に疑問があれば、『自筆証書遺言無効の裁判』を起すことを検討された方が良いでしょう。しかし、裁判に勝つのは容易とはいえません。

ところで、筆跡鑑定を巡っては、有名な事件があります。全国的にも有名な布製かばんメーカー『一澤帆布工業』の裁判です。

この会社の前会長が、平成九年付けの自筆証書遺言を残し、これによると、会社の株式六七%を三男に相続させる、となっていました。ところが、その後、長男（元銀行員）が、それより後の日付の遺言があると主張し、これによれば、会社の株式八〇%を長男に相続させる、と書かれていたのです。

三男は、第二の遺言書が偽造さ

れたものとして、自筆証書遺言無効確認訴訟を提起しました。三男は長年会社経営に携わっており、従業員の大半は三男を支持しました。ところが、三男の主張は、「無効と言える十分な証拠がない」として認められませんでした。

その後、今度は三男の妻が、原告となって、遺言書の無効確認の訴えを、京都地裁に提起しましたが敗訴。しかし、大阪高裁では、逆転して、「遺言書は偽造で無効」とし、最高裁判所も支持しました。

なぜ、第一次訴訟と第二次訴訟の結論が逆転したのか。実は、筆跡鑑定の結果への評価の違いが原因でした。

長男側は、科学捜査研究所OBが鑑定。三男側は、神戸大学の魚住教授らでした。科捜研OBの鑑定結果は、長男に有利に、魚住教授の鑑定結果は、三男に有利な内容でした。裁判所は、魚住教授の鑑定結果を採用しました。

私が担当した事件でも、亡くなった方の長男（私の依頼者）対後妻が当事者で、やはり自筆証書遺言が二通存在し、その内容が極

端に異なっていました。

最初の鑑定は、科捜研関係者が担当し、当方に不利な結果となりました。第二回目の鑑定は、魚住教授にお願いしました。その結果、逆の鑑定結果が出ました。裁判所で両鑑定人の証人尋問が行われましたが、科捜研関係者の鑑定手法は、筆跡原稿を拡大して、分析を肉眼により行うというものでした。魚住先生の鑑定手法は、コンピュータを駆使した科学的な筆跡分析法を用いておられました。

簡単に諦めてはいけませんね。

片岡信恒

昭和五十五年片岡法律事務所を設立。三〇年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。

法律問題でお困りの際は、名古屋の片岡法律事務所にぜひお気軽にご相談ください。

片岡法律事務所  
名古屋市中区丸の内二丁目一九番  
二五号MS桜通七、八階  
☎〇五二―二三一―一七〇六